



No.	補助・単独事例集事例番号	事例集事例名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事業者等支援	基金	緊急経済対策との関係	交付対象事業の区分 (地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A					参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分	
											総事業費	B								補助対象外経費
												補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額					
8	単	103	小中学校通信環境整備事業	①離島地区の学校における通信環境及び児童生徒数の現状に応じた必要なネットワーク整備を行うもの。 ②無線LAN整備費用 ③通信環境整備工事 焼尻小中学校・天売小中学校 2校 ・旅費 117千円・消耗品費 148千円 ・委託料 5,767千円 (焼尻 2,692,470円、天売 3,074,170円) ・備品購入費(キャビネット) 458千円 ④ -	-	-	IV-3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	R2.6	R3.3	6,490					6,490	積算資料	公立学校情報通信情報ネットワーク環境施設整備費補助金		R2補正(地)	
9	単	103	学校用端末整備事業	①ICT学習の充実に備え必要な端末整備を行うもの ②タブレット端末の購入 ③児童生徒分国庫補助対象外184台、教師用61台 245台×51,862円=12,706,190円 ④ -	-	-	IV-3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	R2.6	R3.3	12,707					12,707		公立学校情報通信情報ネットワーク環境施設整備費補助金		R2補正(地)	
10	単		飲食・旅館業等事業継続支援事業	①②経済活動の収縮に伴い甚大な影響を受けている町内の飲食・旅館業等事業者の事業継続を支援するため支援金を支給する。 ③町内の飲食・旅館業等事業者90件に一律20万円の事業継続支援金を支給	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	R2.5	R3.3	18,000					18,000				R2補正(地)	
11	単		離島観光業等事業継続支援事業	①②離島への移動規制に伴い甚大な影響を受けている飲食・旅館業以外の離島観光業等事業者の事業継続を支援するため支援金を支給する。 ③離島観光業等事業者20件に一律20万円の事業継続支援金を支給 ④事業継続の意思のある離島観光業等事業者	-	-	III-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支	R2.5	R3.3	4,000					4,000				R2補正(地)	
12	単		消費活性化対策事業	①②④経済活動の収縮や移動制限、自粛要請に伴い、全町民及び全事業者に影響があることから、町民1人あたり5千円の町内で使用可能な町民利用クーポン券を配布し、町民への消費喚起及び町内の消費拡大を図る。 ③クーポン券発行に係る経費 クーポン: 6,800人×5千円=34,000,000円 印刷費: 54,400枚×20円×1.1=1,196,800円 製本費: 6,800組×50円×1.1=374,000円 郵送費: 3,600世帯×90円×2回=648,000円	-	-	III-2. 地域経済の活性化	R2.5	R3.1	36,219					36,219				R2補正(地)	
13	単	94	入浴支援事業	①健康づくり支援及び保健衛生の保持 ②町内唯一の温泉入浴施設の休館に伴い、町内のシャワー利用可能施設を運営するための費用。 ③町内シャワー利用施設を運営するための費用 ・消耗品費 30千円・燃料費 73千円 ・光熱水費 71千円・修繕料 50千円 ④ -	-	-	II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	R2.5	R3.3	224					224				R2予備費(地)	
14	単	94	入浴支援事業	①健康づくり支援及び保健衛生の保持 ②町内唯一の温泉入浴施設の休館に伴い、町内のシャワー利用可能施設を運営するための費用。 ③町内シャワー利用施設を運営するための費用 ・消耗品費 20千円・燃料費 725千円 ・光熱水費 710千円 ④ -	-	-	II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	R2.5	R3.3	1,455					1,455				R2補正(地)	
15	単	94	入浴支援事業	①健康づくり支援及び保健衛生の保持 ②町内唯一の温泉入浴施設の休館に伴い、隣町温泉入浴施設を利用するための費用。なお、隣町への移動を考慮し入浴料は無料とする。(5月12日～) ③隣町温泉入浴施設を利用するための費用 ・入浴料等 3,147千円 46週×週3回×57人×400円=3,146,400円 ④羽幌町及び町内在住で住宅に入浴施設がない者	-	-	II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	R2.5	R3.3	3,147					3,147				R2補正(地)	
16	単		離島地区通院患者宿泊助成事業	①②本土と離島を結ぶ離島航路において、高速船の運休により町内診療機関受診の際に宿泊を余儀なくされている島民の宿泊費を助成することで、島民の健康維持・増進、通院費用の負担軽減を図る。 ③全島民470人×20%×5千円×月3回×3か月=4,230,000円 ④ -	-	-	II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	R2.5	R2.8	4,230					4,230				R2補正(地)	
17	単	36	防災活動推進事業	① - ②避難所における感染症対策資材(感染防護服)購入費用 ③3,300円×100枚=330,000円 ④ -	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	R2.6	R3.3	330					330				R2補正(地)	
18	単	106	準要保護世帯臨時特別支援費支給事業	①②小中学校の臨時休業に伴い本来給食費の助成を受けている準要保護世帯において家計費負担が増大しているため、給食費相当額を助成することで負担の軽減を図る。 ③対象児童生徒数×昼食費相当額×臨時休校日数 (4月)小学生 39人×272円×8日=84,864円 中学生 18人×327円×8日=47,088円 (5月)小1 5人×272円×10日=13,600円 小2~小5 28人×272円×12日=91,392円 小6 6人×272円×10日=16,320円 中学生 18人×327円×10日=58,860円 ④令和2年4月から令和3年3月末の対象期間に羽幌町要保護準要保護児童生徒の就学援助費給付要綱第2条第2号に規定する準用保護世帯	-	-	I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	R2.6	R3.3	313					313				R2補正(地)	

No.	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	基金	緊急経済対策との関係	交付対象事業の区分 （地域未来構想20との該当関係）	事業始期	事業終期	A					参考資料	備考① （地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考② （事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分	
												総事業費	B								補助対象外経費
													補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額					
19	単	38	児童関係施設消毒液等配布事業		①－ ②児童関係施設に配布するための消毒液及び手洗い用石けんを購入するための経費。 ③町内児童関係施設13か所(5事業所)×10か月×4個×1千円×1.1＝572,000円 ④町内児童関係施設(認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、児童発達支援センター、放課後デイサービス事業所)		－	I-1. マスク・消毒液等の確保		R2.6	R3.3	572			572					R2補正(地)	